

サービス利用料金表【3割負担の方】

適用期間：令和8年6月1日～

多床室		(月額)				
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日 …… ①	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□/日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□/日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□/日 …… ④	13 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)/日 …… ⑤	36 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月 …… ⑧	90 単位				
	小計/月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	19,640 単位	21,740 単位	23,930 単位	26,030 単位	28,100 単位
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ□)/月 …… ⑩=⑨×0.176	3,457 単位	3,826 単位	4,212 単位	4,581 単位	4,946 単位
合計/月 …… A=⑨+⑩	23,097 単位	25,566 単位	28,142 単位	30,611 単位	33,046 単位	
介護サービス費用/月 …… B=A×10.27	237,206 円	262,562 円	289,018 円	314,374 円	339,382 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.7	166,044 円	183,793 円	202,312 円	220,061 円	237,567 円	
自己負担額 …… D=B-C	71,162 円	78,769 円	86,706 円	94,313 円	101,815 円	
居住費/月 …… E	27,450 円 (915 円/日)					
食費/月 …… F	49,500 円 (1,650 円/日)					
基本利用料/月 …… D+E+F	148,112 円	155,719 円	163,656 円	171,263 円	178,765 円	

ユニット型個室		(月額)				
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日 …… ①	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□/日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□/日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□/日 …… ④	18 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)/日 …… ⑤	46 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月 …… ⑧	90 単位				
	小計/月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	22,520 単位	24,620 単位	26,870 単位	29,000 単位	31,070 単位
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ□)/月 …… ⑩=⑨×0.176	3,964 単位	4,333 単位	4,729 単位	5,104 単位	5,468 単位
合計/月 …… A=⑨+⑩	26,484 単位	28,953 単位	31,599 単位	34,104 単位	36,538 単位	
介護サービス費用/月 …… B=A×10.27	271,990 円	297,347 円	324,521 円	350,248 円	375,245 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.7	190,393 円	208,142 円	227,164 円	245,173 円	262,671 円	
自己負担額 …… D=B-C	81,597 円	89,205 円	97,357 円	105,075 円	112,574 円	
居住費/月 …… E	61,980 円 (2,066 円/日)					
食費/月 …… F	49,500 円 (1,650 円/日)					
基本利用料/月 …… D+E+F	193,077 円	200,685 円	208,837 円	216,555 円	224,054 円	

注1) 月額は、30日分の金額です。

注2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。
 初期加算：30単位/日、外泊時費用：246単位/日、療養食加算：6単位/回（1日3回限度）
 看取り介護加算：死亡日45日前～31日前：72単位/日、死亡日30日前～4日前：144単位/日、死亡日前々日：680単位/日、
 死亡日前日：680単位/日、死亡日：1,280単位/日

注3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヶ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。
 なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 22単位/日を算定します。

注4) 小数点以下の端数処理について、単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。